

中央区乳幼児健康診査未受診者連絡会設置要綱

(設置)

第1条 乳幼児健康診査未受診者家庭について、中央区役所の関係課が関連情報を集約することにより家庭状況を把握し、虐待予防も視野に入れて、乳幼児の健全な育成のために必要な支援につなげることを目的に、中央区乳幼児健康診査未受診者連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 乳幼児健診未受診家庭に係る関連情報の共有及び収集に関すること
- (2) その他必要と認められる事項に関すること

(構成)

第3条 連絡会は、次に掲げる職にある者をもって構成する。

- ・保健福祉課（健康推進グループ、地域保健活動グループ、子育て支援・保育グループ、生活支援グループ）
- ・窓口サービス課（住民登録グループ、保険年金グループ）

(運営)

第4条 連絡会は、保健福祉課長が必要に応じ構成員を召集して行う。

2 連絡会は、必要に応じて関連情報担当の関係者のみで行うことができる。

(庶務)

第5条 連絡会の庶務は、健康推進グループにおいて行う。

(報告)

第6条 連絡会で検討したケースのうち、必要と認めるケースは、要保護児童対策協議会実務者会議ケースとして登録する。

附則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。